

別表（第2条関係）

補 助 事 業 名	ドローンを活用した地域防災力向上支援事業
補 助 事 業 の 目 的	災害発生時の円滑な被害状況の収集・応急対策の実施に資するドローンの利活用（被災調査・救援物資搬送等）推進のため、災害発生対応や防災訓練など県からのドローン操縦要請に協力する者（以下「協力者」）の育成・支援を行い、地域防災力の向上を図る。
補 助 事 業 の 対 象 と な る 者	「無人航空機操縦者技能証明」を新規取得し、協力者として県に登録する者
補 助 事 業 の 対 象 と な る 経 費	「無人航空機操縦者技能証明」の取得に要する以下の経費 ・国土交通省の登録講習機関への入学金、講習の受講料 ・国土交通省の指定試験機関における技能証明試験の手数料 ・無人航空機操縦者技能証明書の交付手数料 ・その他事業実施に必要と認められる経費
補 助 率	1／2
補 助 金 の 額	予算の範囲内で、1人あたりの上限を50千円とする。 ただし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
適 用 除 外 す る 条 項	第19条、第22条第2項
そ の 他 の 事 項	—

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) ・ 実施計画書（当初）〔別紙 1〕 ・ 資格を取得する意思の確認ができる書類 （講習申込受付確認票等） ・ 積算の根拠となる資料（見積書（写）またはそれに準ずる資料） ・ その他必要と認める資料
	(指定期日) ・ 別途通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 交付決定額に変更を及ぼさない範囲での変更
	(軽微な事業内容の変更) 事業の目的や効果に影響を及ぼさない細部の変更
	(添付書類) ・ 実施計画書（変更）〔別紙 2〕 ・ 積算の根拠となる資料（見積書（写）またはそれに準ずる資料） ・ その他必要と認める資料
	(指定期日) ・ 別途通知する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) —
第 1 1 条	(添付書類) ・ 実施結果報告書〔別紙 3〕 ・ 支出の根拠となる資料（領収書（写）またはそれに準ずる書類） ・ 無人航空機操縦者技能証明書（写） ・ その他必要と認める資料
	(指定期日) 補助事業完了後30日以内または翌年度の4月30日のいずれか早い日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) —